

# 船舶事故調査報告書

令和3年4月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年8月23日 05時10分ごろ
発生場所	長崎県長崎市 <sup>おおなか</sup> 大中瀬戸北東方沖 長崎港沖防波堤南灯台から真方位193°900m付近 （概位 北緯32°42.4 東経129°48.4）
事故の概要	遊漁船 <sup>ふく</sup> 第八福丸及びプレジャーボート <sup>さち</sup> 幸丸は、共に西南西進中、両船が衝突した。 幸丸は、船長が負傷し、右舷後部ブルワークの亀裂等を生じ、第八福丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和2年8月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 第八福丸、5トン未満 292-45279長崎、個人所有 9.58m(Lr)×2.53m×0.79m、FRP ディーゼル機関、242.70kW、平成13年2月 B プレジャーボート 幸丸、1.57トン NS3-43964（漁船登録番号）個人所有 6.35m(Lr)×1.86m×0.57m、FRP ディーゼル機関、40.45kW、昭和53年6月15日 第292-12126号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年9月16日 免許証交付日 令和元年9月18日 （令和6年10月20日まで有効） B 船長B 47歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成29年12月27日 免許証交付日 平成29年12月27日 （令和4年12月26日まで有効）
死傷者等	A なし


	B 重傷 1人(船長B)
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷後部ブルワークに亀裂及び破損、オーニング支柱に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時 日出時刻：05時49分ごろ 常用薄明開始時刻：05時24分ごろ
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、白色全周灯及び両舷灯を表示し、長崎市野母崎<sup>の</sup>南西方沖の釣り場に向け、GPSプロッター及び0.5海里レンジとしたレーダーを作動させ、長崎市香焼島<sup>こやま</sup>北部にある造船所の北方沖を約12～13ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で西進した。</p> <p>船長Aは、操舵室上部の天窓から顔を出し、リモコン装置で操船に当たり、令和2年8月23日05時08分ごろ、長崎市四郎ヶ島<sup>しろう</sup>南方沖で大中瀬戸に向けて大中瀬戸北灯台を左舷船首方に見るように左に変針し、約17knに増速してA船を西南西進させた。</p> <p>(写真1～写真3 参照)</p>
	
	写真1 A船



写真2 A船操舵室の天窓から顔を出している状況（再現）



写真3 A船操舵室の天窓からの見通し状況

船長Aは、甲板上を作業灯で照らした錨泊中の大型船を右舷船首方に見る態勢で西南西進中、05時10分ごろ、突然、衝撃を感じ、機関を中立運転としたところ、A船の左舷側にB船が見え、A船がB船と衝突したことが分かった。

船長Aは、A船の釣り客に負傷者がいないことを確認し、B船の右舷後部が損傷していたので、B船の左舷側にA船の右舷側を横着けたところ、船長Bが口の辺りを負傷していて話せないことが分かり、B船のもう1人の乗船者（以下「同乗者」という。）と話をした後、B船の同乗者が118番通報を行い、巡視艇が到着するまで待機した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人である同乗者を乗せ、白色全周灯及び両色灯のほか、船首方を照らす白色LED灯を3個点灯し、長崎市高島<sup>たか</sup>西方沖の釣り場に向け、GPSプロッターを作動させ、香焼島北部の造船所の北方沖を6～7knの速力で西進した。

船長Bは、操縦区画に立って手動操舵により操船に当たり、05時

06分ごろ四郎ヶ島南方沖で大中瀬戸に向けて長崎市伊王島大橋の灯火を左舷船首方に見るように左に変針してB船を西南西進させた。  
(写真4、写真5 参照)



写真4 B船（左舷船首方から撮影）



写真5 B船（右舷船尾方から撮影）

船長Bは、錨泊中の大型船を右舷船首方に見る態勢で西南西進中、たまたま右斜め後方を見たとき、間近にA船の白灯及び船体が見え、すぐに左舵を取ったが、A船がなおも接近するので、更に左舵を取ったものの、A船の船首部がB船の右舷船尾部に衝突してB船の右舷後部に乗り上がった後、A船が右舷側に離れて行くのを見た。

船長Bは、顔を負傷してその場に倒れ込んでいたところ、同乗者から声を掛けられ、立ち上がって機関を停止した後、前部甲板に行って横になった。

船長Bは、その後、現場に到着した巡視艇で長崎市長崎港内の棧橋に運ばれて救急車で長崎市内の病院に搬送され、<sup>かがく</sup>下顎骨骨折、<sup>こうしん</sup>口唇挫傷、<sup>しそう</sup>齒槽骨骨折と診断された。

B船は、A船に横抱きされて長崎港に入港した。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、レーダーでは小型船が映ったり消えたりして探知しにくいことがあり、また、操舵室上部の天窓から顔を出して前方の見通し状況が良かったので、レーダーをよく見ておらず、主に目視により見張りを行っていたものの、レーダーをよく見ていればよかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、錨泊中の大型船を通過して一旦右舵を取り、大回りして大中瀬戸に向かうつもりであり、また、同船が甲板上を作業灯で明々と照らして目立っていたので、同船に必要以上に意識を向けていたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、ふだんから、後方から接近する船舶が当然B船を避けてくれると思っており、本事故当時、まだ周囲が暗かったので、主に前方に注意して見張りを行っていたものの、後方の見張りをもう少し行っていたらよかったと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、大中瀬戸北東方沖を約17knの速力で西南西進中、船長Aが、主に目視により見張りを行っていたところ、右舷船首方で錨泊中の大型船に意識を向けながら同じ針路速力で航行を続けたことから、船首方を先航するB船の白灯に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、レーダーでは小型船が映ったり消えたりして探知しにくいことがあり、また、天窓からの前方の見通し状況が良かったことから、主に目視により見張りを行っていたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、錨泊中の大型船を通過した後に右舵を取り、大回りして大中瀬戸に向かうつもりであり、また、同船が甲板上を作業灯で明々と照らして目立っており、これから変針する方向の同船に意識を向けながら航行を続けたものと考えられる。</p> <p>B船は、大中瀬戸北東方沖を6～7knの速力で西南西進中、船長Bが、ふだんから後方から接近する船舶がB船を避けてくれるものと思い、主に前方に注意して見張りを行いながら同じ針路速力で航行を続けたことから、後方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船に気付いて左舵を取ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、大中瀬戸北東方沖において、A船が約17knの速力で、及びB船が6～7knの速力で共に西南西進中、船長Aが、主に目視により見張りを行っていたところ、右舷船首方で錨泊中の大型船に意識を向けながら同じ針路速力で航行を続け、また、船長Bが、ふだんから後方から接近する船舶がB船を避けてくれるものと思い、主に前方に注意して見張りを行いながら同じ針路速力で航行を続</p>

	けたため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 目視で特定のものに注意し過ぎると、周囲の他船等を見落としてしまうことがあるので、レーダーも十分に活用して、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li><li>・ 後方から接近する船舶が自船を避けてくれるとは思わず、後方を含めた周囲の見張りを適切に行うこと。</li></ul>

付図1 事故発生経過概略図

